

「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」 新旧対照表

新	旧
<p>〔目的〕</p> <p>第1条 この要綱は、千葉県(千葉市及び船橋市を除く)内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。</p>	<p>〔目的〕</p> <p>第1条 この要綱は、千葉県(千葉市及び船橋市を除く)内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。</p>
<p>〔対象施設〕</p> <p>第2条 この要綱の対象施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「政令」という。)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラー(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし、環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場に設置される施設は除く。</p>	<p>〔対象施設〕</p> <p>第2条 この要綱の対象施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「政令」という。)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラー(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし、環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場に設置される施設は除く。</p>
<p>〔指導基準〕</p> <p>第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は、別表(1)に定めるとおりとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、発電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。)が発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下同じ。)の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は、別表(2)に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>3. 第1項の規定にかかわらず、発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の指導基準は、別表(3)に定めるとおりとする。ただし、これらの施設(発電事業の用に供するものに限る。)の定格出力の合計が3,000kW未満の工場又は事業場にあっては、これらの施設の指導基準は別表(1)に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>4. 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前各項の指導基準を遵守する</u></p>	<p>〔指導基準〕</p> <p>第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2. 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前項の指導基準を遵守するた</p>

新	旧
<p>〔製造業者等に対する指導〕</p> <p>第8条 知事は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。</p> <p>2. 知事は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関(これらのうち、専ら非常時において用いられるものを除く。)の製造業者・販売業者に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。</p> <p>〔事務の委任〕</p> <p>第9条 この要綱に規定する知事の指導業務のうち、政令第13条第1項に規定する政令市の長が管轄する事業場に係る指導業務、並びに政令第13条第2項に規定する指定都市の長等が管轄する工場及び事業場に係る指導業務については、当該市の長に委任する。</p>	<p>〔製造業者等に対する指導〕</p> <p>第8条 知事は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。</p> <p>2. 知事は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関(専ら非常時において用いられるものを除く。)の製造業者・販売業者に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。</p> <p>〔事務の委任〕</p> <p>第9条 この要綱に規定する知事の指導業務のうち、政令第13条第1項に規定する政令市の長が管轄する事業場に係る指導業務、並びに政令第13条第2項に規定する指定都市の長等が管轄する工場及び事業場に係る指導業務については、当該市の長に委任する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この要綱は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2. 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等(設置の工事が着手されたものを含む。)に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表((1)の表)ガスタービンの項中「20」とあり及び「30」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあり及び「150」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあり及び「300」とあるのは「600」と読み替えるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この要綱は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2. 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等(設置の工事が着手されたものを含む。)に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表((2)(1)以外の施設の指導基準の表)ガスタービンの項中「20」とあり及び「30」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあり及び「150」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあり及び「300」とあるのは「600」と読み替えるものとする。</p>

順序	附則 (施行期日)	附則 (施行期日)	附則 (施行期日)	附則 (施行期日)	附則 (施行期日)	附則 (施行期日)
1.	乙の要綱(法), 平成8年4月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成8年4月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成15年4月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成28年4月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成28年4月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成28年4月1日から施行する。
2.	乙の要綱(規定期定行為)及び、平成8年3月31日未満の期間は(設置の工事が着手されたものに限る)、(乙の要綱(法)の施行日から起算して)1年以内の期間、当分の間、施行する。	乙の要綱(規定期定行為)及び、平成8年3月31日未満の期間は(設置の工事が着手されたものに限る)、(乙の要綱(法)の施行日から起算して)1年以内の期間、当分の間、施行する。	乙の要綱(法), 平成15年4月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成28年4月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成28年4月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成30年7月1日から施行する。
3.	乙の要綱(規定期定行為)及び、平成28年3月31日未満の期間は(設置の工事が着手されたものに限る)、(乙の要綱(法)の施行日から起算して)1年以内の期間、当分の間、施行する。	乙の要綱(規定期定行為)及び、平成28年3月31日未満の期間は(設置の工事が着手されたものに限る)、(乙の要綱(法)の施行日から起算して)1年以内の期間、当分の間、施行する。	乙の要綱(法), 平成30年7月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成30年7月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成30年7月1日から施行する。	乙の要綱(規定期定行為)及び、平成30年6月30日未満の期間は(設置の工事が着手されたものに限る)、(乙の要綱(法)の施行日から起算して)1年以内の期間、当分の間、施行する。
4.	乙の要綱(規定期定行為)及び、平成30年6月30日未満の期間は(設置の工事が着手されたものに限る)、(乙の要綱(法)の施行日から起算して)1年以内の期間、当分の間、施行する。	乙の要綱(規定期定行為)及び、平成30年6月30日未満の期間は(設置の工事が着手されたものに限る)、(乙の要綱(法)の施行日から起算して)1年以内の期間、当分の間、施行する。	乙の要綱(法), 平成30年7月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成30年7月1日から施行する。	乙の要綱(法), 平成30年7月1日から施行する。	乙の要綱(規定期定行為)及び、平成30年7月1日未満の期間は(設置の工事が着手されたものに限る)、(乙の要綱(法)の施行日から起算して)1年以内の期間、当分の間、施行する。

新			旧																																
別表(第3条)			別表(第3条)																																
(1)			(1) 発電事業者(電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。)が事業に供する施設の指導基準																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th><th>特別地域</th><th>その他の地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電ボイラー</td><td>40 ppm</td><td>60 ppm</td></tr> <tr> <td>ガスタービン</td><td>20 ppm</td><td>30 ppm</td></tr> <tr> <td>ディーゼル機関</td><td>100 ppm</td><td>150 ppm</td></tr> <tr> <td>ガス機関</td><td>200 ppm</td><td>300 ppm</td></tr> <tr> <td>ガソリン機関</td><td>200 ppm</td><td>300 ppm</td></tr> </tbody> </table>			区 域	特別地域	その他の地域	発電ボイラー	40 ppm	60 ppm	ガスタービン	20 ppm	30 ppm	ディーゼル機関	100 ppm	150 ppm	ガス機関	200 ppm	300 ppm	ガソリン機関	200 ppm	300 ppm	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定格出力(万kW)</th><th>5未満</th><th>5以上15未満</th><th>15以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電ボイラー</td><td>40 ppm</td><td>30 ppm</td><td>20 ppm</td></tr> <tr> <td>ガスタービン</td><td>20 ppm</td><td>15 ppm</td><td>10 ppm</td></tr> </tbody> </table>			定格出力(万kW)	5未満	5以上15未満	15以上	発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm	ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm
区 域	特別地域	その他の地域																																	
発電ボイラー	40 ppm	60 ppm																																	
ガスタービン	20 ppm	30 ppm																																	
ディーゼル機関	100 ppm	150 ppm																																	
ガス機関	200 ppm	300 ppm																																	
ガソリン機関	200 ppm	300 ppm																																	
定格出力(万kW)	5未満	5以上15未満	15以上																																
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm																																
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm																																
(2)			(2) (1)以外の施設の指導基準																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>定格出力(万kW)</th><th>5未満</th><th>5以上15未満</th><th>15以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電ボイラー</td><td>40 ppm</td><td>30 ppm</td><td>20 ppm</td></tr> <tr> <td>ガスタービン</td><td>20 ppm</td><td>15 ppm</td><td>10 ppm</td></tr> </tbody> </table>			定格出力(万kW)	5未満	5以上15未満	15以上	発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm	ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th><th>特別地域</th><th>その他の地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電ボイラー</td><td>40 ppm</td><td>60 ppm</td></tr> <tr> <td>ガスタービン</td><td>20 ppm</td><td>30 ppm</td></tr> <tr> <td>ディーゼル機関</td><td>100 ppm</td><td>150 ppm</td></tr> <tr> <td>ガス機関</td><td>200 ppm</td><td>300 ppm</td></tr> <tr> <td>ガソリン機関</td><td>200 ppm</td><td>300 ppm</td></tr> </tbody> </table>			区 域	特別地域	その他の地域	発電ボイラー	40 ppm	60 ppm	ガスタービン	20 ppm	30 ppm	ディーゼル機関	100 ppm	150 ppm	ガス機関	200 ppm	300 ppm	ガソリン機関	200 ppm	300 ppm
定格出力(万kW)	5未満	5以上15未満	15以上																																
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm																																
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm																																
区 域	特別地域	その他の地域																																	
発電ボイラー	40 ppm	60 ppm																																	
ガスタービン	20 ppm	30 ppm																																	
ディーゼル機関	100 ppm	150 ppm																																	
ガス機関	200 ppm	300 ppm																																	
ガソリン機関	200 ppm	300 ppm																																	
(3)																																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ディーゼル機関</td><td>100 ppm</td></tr> <tr> <td>ガス機関</td><td>40 ppm</td></tr> <tr> <td>ガソリン機関</td><td>200 ppm</td></tr> </tbody> </table>			ディーゼル機関	100 ppm	ガス機関	40 ppm	ガソリン機関	200 ppm																											
ディーゼル機関	100 ppm																																		
ガス機関	40 ppm																																		
ガソリン機関	200 ppm																																		

